

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月25日
【発行者の名称】	株式会社フリースタイル (FREE STYLE, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 青野 豪淑
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦1丁目5番13号
【電話番号】	052-222-3200
【事務連絡者氏名】	常務取締役 加藤 直人
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2026年3月26日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フリースタイル https://freestyles.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期	第18期	第19期	第20期 (中間)
決算年月		2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年9月
売上高	(千円)	1,215,974	1,453,014	1,747,451	878,304
経常利益	(千円)	54,129	40,291	56,118	10,422
当期純利益又は中間純利益	(千円)	36,999	32,504	37,092	7,104
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	10,000	10,000	10,000	1,000,000
純資産額	(千円)	204,919	239,241	276,641	284,841
総資産額	(千円)	760,303	764,290	813,750	802,571
1株当たり純資産額	(円)	760.30	239.24	276.64	284.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益金額	(円)	36.99	32.50	37.09	7.10
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	27.0	31.3	34.0	35.5
自己資本利益率	(%)	19.6	14.6	14.4	2.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	90,723	82,270	47,022	△27,971
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△26,176	△27,149	△2,159	△161,446
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△22,972	△74,431	△14,259	△31,278
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高	(千円)	386,859	369,426	404,393	183,632
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	193 (72)	216 (74)	238 (4)	269 (4)

(注) 1. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期の財務諸表については、監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

6. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第20期中間会計期間の中間財務諸表については、監査法人コスモスの中間監査を受けております。
7. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第19期事業年度の期首から適用しており、第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 当社は、2025年6月27日開催の株主総会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2006年愛知県清須市において、ソフトウェア開発及び派遣事業を目的とする会社として、当社代表取締役である青野豪淑と有志が集まり設立いたしました。

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年9月	愛知県清須市においてソフトウェア開発及び派遣事業を目的とする会社として資本金30万円にて株式会社フリースタイルを設立
2010年2月	業容拡大により本社を名古屋市中区錦に移転
2014年12月	当社初となるiOS/Android向けアプリ「マハウノトビラ」をリリース
2015年1月	労働者派遣事業許可取得
2015年6月	プライバシーマークを認証取得
2016年9月	オフィスオオモリ事務所開設（注1）
2019年8月	当社初となるNintendo Switch™「オバケイドロ！」をリリース
2021年5月	当社初の飲食事業「旨酒楽食まるく」を名古屋市中区丸の内に開店
2023年1月	株式会社B. C. Membersを株式取得により子会社化（注2）
2023年4月	東京オフィスを開設（注3）
2024年3月	「旨酒楽食まるく」を閉店、飲食事業を終了
2024年4月	株式会社B. C. Membersを吸収合併（注2）
2025年10月	Nintendo Switch™ 2「オバケイドロ2」をリリース
2025年10月	大阪オフィスを開設（注4）

（注1） ゲーム開発、システム開発部門をセキュリティー確保および物理的スペースの確保を目的に開設しました。

（注2） 株式会社B. C. Membersは、独自に研究開発したUX設計フロー（方針フェーズ・調査フェーズ・MVPフェーズの3フェーズ14工程）を用いて、UX（ユーザーエクスペリエンス）デザイン構築を中心としたデザイン総合支援事業を展開しております。このUX設計フローにより、「ユーザーの体験」を体系的に設計し、さらにその内容をUI（ユーザーインターフェース）デザインを通じて対象プロジェクト全体に実装することが可能です。

日々重要性が増しているUXデザインおよびUIデザインの分野において、株式会社B. C. Membersの専門的なノウハウを取り入れることで自社の提供価値を強化し、受託開発に関するニーズにも、これまで以上に幅広く対応できる体制を構築すべく、同社を子会社化しました。その後、事業の効率化を目的として吸収合併を行いました。

（注3） 東京都を中心とした商圏市場開拓の為に東京オフィスを開設しました。

（注4） 大阪府を中心とした商圏市場開拓の為に大阪オフィスを開設しました。

3 【事業の内容】

当社は、社会との接点を持ちづらい若者に対し、「仕事」と「成長の機会」を提供することを目的として設立されました。この理念を原点に、「すべての人の成長と可能性を引き出せる場所をつくる」というコーポレートミッションを掲げ、「いつからでもコンティニュー」という経営理念のもと、チャレンジ精神にあふれた企業文化を築いてまいりました。愛知県を中心に、当社で教育を受けたIT人材の派遣・提供を行うことで、社会に貢献できる企業を目指しております。未経験者を積極的に採用し、社内の教育・研修プログラムによって実践的なスキルを習得させ、顧客企業に価値ある人材を提供することで、成長の機会と人材循環の仕組みを実現しております。

設立当初は、ITソリューション事業として、常駐先でのヘルプデスク業務やサーバーの監視など基礎的業務を中心に展開してまいりましたが、現在では要件定義や設計などの上流工程にも参画しております。また、技術力を高めたエンジニアによって立ち上げられたゲーム事業では、自社IP(注1)の開発や受託開発を行い、上流から保守運用まで一貫したサービスを提供しております。

このように、ITソリューション事業で技術を磨いた人材が、ハイレベルな開発案件やゲーム事業において創造性の高い業務に従事するなど、社内での人材成長と循環の仕組みが構築されていることが当社の特徴であります。

当社の主要事業は、SES（システムエンジニアリングサービス）(注2)を中心とする「ITソリューション事業」及び「ゲーム事業」であり、これに「その他の事業」を加えた三つのセグメントで構成されております。

(1) ITソリューション事業

① 事業の内容

当社では、ITソリューション事業において、主にシステム開発ベンダーやSIer(注3)などを顧客として、SES型の人材提供サービスを展開しております。派遣先の業種は、製造、インフラ、通信関連が中心で、原則として当社が直接雇用した社員を派遣することで、安定したサービス品質を維持しております。業務内容に応じて、当社社員又は外部協力企業の中から適切なスキルを持つ人材を選定し、顧客先に常駐させます。人材は、その技術レベルに応じて、保守、運用、開発などに従事し、顧客からの請負工数又は就業時間に基づいて当社の収益が発生します。

当社は、未経験者の積極採用を行っており、社内にはトレーナーと研修プログラムを整備することで、スキルの向上と、サービスの品質の安定を実現しております。

主要なサービスは、以下のとおりです。

業務系アプリ開発	WEB/iPhone/Android/タブレット対応
業務系システム	生産管理/顧客管理/販売管理/営業支援
組み込み制御	車載系/ECU開発/複合機開発等
検証業務	既存システムテスト/カーナビ実機検証等
運用業務	データセンター監視・運用/PCキitting・入替等

② 顧客企業との契約形態

準委任契約：顧客企業が業務内容を指定し、当社が選定した要員が、契約内容に基づき技術支援を提供工数ベースで請求します。

派遣契約：顧客の指揮命令下で当社社員が業務遂行し、就業時間に基づいて請求します。

(2) ゲーム事業

① 受託開発部門

ゲームベンダーから開発案件を受託し、要件定義、設計、開発、テスト、保守までを一貫して提供。ユーザー体験の設計やプロジェクトマネジメントに強みを持ち、システム開発で培った知見を活かして高品質な開発を実現しております。

② 自社開発部門

2019年8月には、Nintendo Switch向けに当社オリジナルIP「オバケイドロ！」をリリースし、累計販売本数20万本を突破。10～30代を中心に広く支持を得ており、2025年10月には続編となる「オバケイドロ2」をリリースしました。

当社は今後も、自社開発によるIP資産の拡充と、安定的な受託案件の両立を図りながら、ゲーム事業の収益基盤強化と成長を目指してまいります。

(3) その他の事業

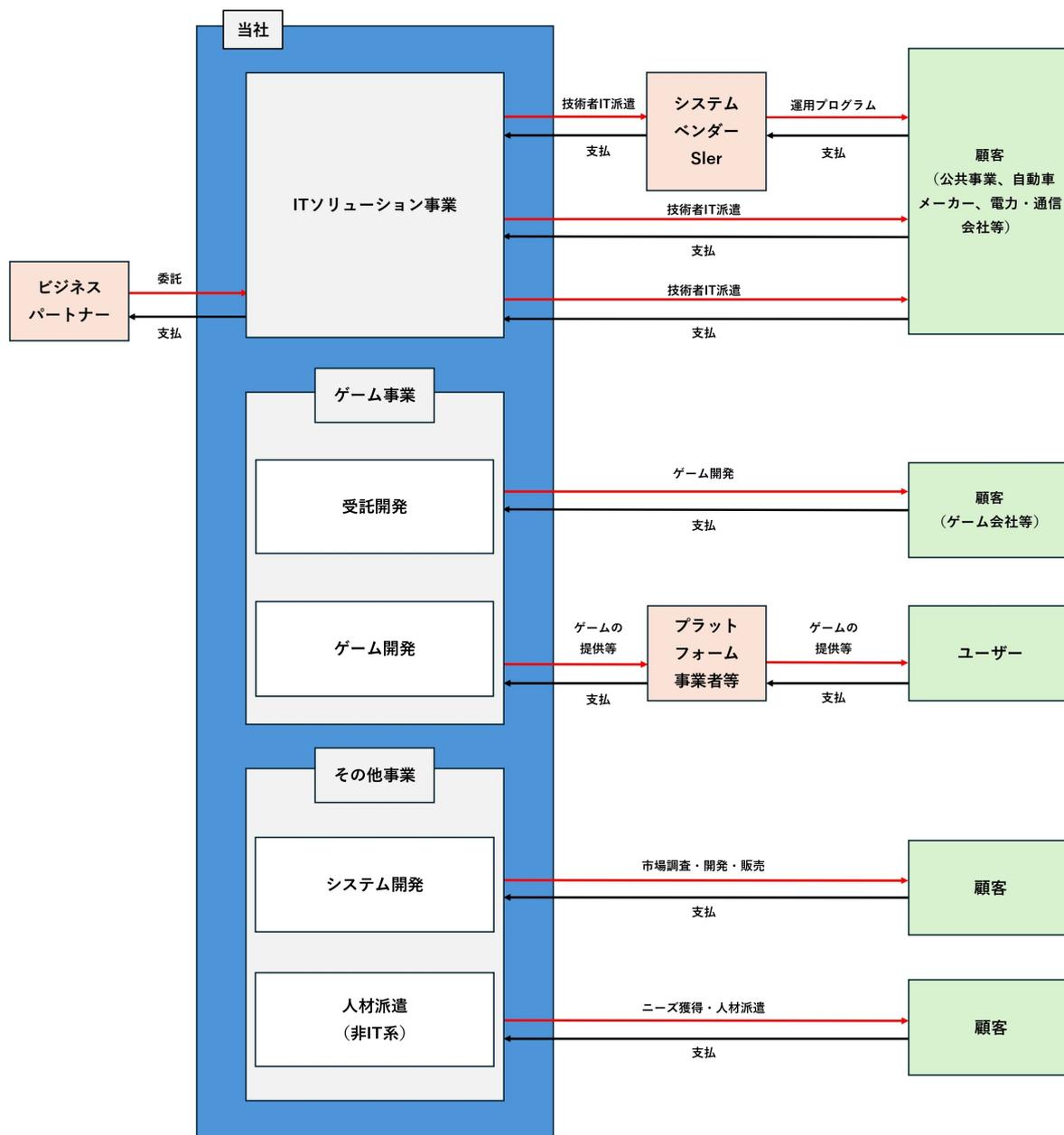
その他の事業では、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を展開しております。これらは今後の事業多角化と人材活用の幅拡大を視野に入れた取り組みです。

(注1) 「Intellectual Property (知的財産)」の略で、ゲーム制作会社が創造したキャラクターやタイトルを指します。

(注2) SES (System Engineering Service) とは、エンジニアが顧客企業に常駐し、設計・開発・保守等の業務を準委任契約に基づいて提供する技術支援サービスです。労働者派遣契約と異なり、業務の指揮命令は派遣先企業ではなく、所属元企業 (SES事業者) が行い、対価は成果物ではなく作業時間に応じて算出されます。

(注3) SIer (System Integrator) とは、顧客の要望に応じて、ソフトウェアの設計や運用、コンサルティングに至るまで様々な仕事を請け負う事業者です。

以上の説明を事業系統図によって示すと以下のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
275 (71)	30.8	4.0	3,550

セグメント名称	従業員数 (人)
ITソリューション事業	221(66)
ゲーム事業	34(3)
全社(共通)	20(2)
合計	275(71)

- (注) 1. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、臨時従業員(契約社員、パートタイマー)を含んでおります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(契約社員、パートタイマー)の年間平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)は、管理部門と報告セグメントに含まれない「その他」セグメントの従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、幅広い業界で経済活動の持ち直しが見られました。一方で、円安等を要因とした物価上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主力事業であるITソリューション事業が属する情報サービス業界は、生成系AIの進展、ビッグデータやIoTなどの先進技術の実装加速、リモートワークの定着などを背景に、引き続き堅調に推移しております。特にDX（デジタルトランスフォーメーション）支援やクラウド化需要の高まりを受け、IT人材の確保・育成が企業競争力に直結する状況となっており、当社の事業機会も拡大しております。

また、国内のゲーム市場については「ファミ通ゲーム白書2025」によると2024年の市場規模は2兆3,961億円（前年比3.4%増）と堅調な成長を続けております。さらに今後の見通しとして市場規模は2025年に2兆4,530億円、2026年には2兆5,510億円へと拡大が見込まれており、引き続き成長が期待される分野です。

こうした事業環境のもと、当社は継続的な事業成長を実現するため、人材採用や組織機能の補強に積極的に取り組んでまいりました。

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）では、事業の拡大によるITソリューション事業における人件費の増加、及びゲーム事業における受託開発や新規タイトルの開発に伴う外注費の増加がありました。営業外費用については、回収不能なおそれのある売掛債権等が発生しなかったことから、貸倒引当金繰入額が減少しております。

その結果、当事業年度の売上高1,747,451千円（前年同期比20.2%増）、営業利益54,452千円（前年同期比9.1%減）、経常利益56,118千円（前年同期比39.2%増）、当期純利益37,092千円（前年同期比14.1%増）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりです。

〈ITソリューション事業〉

堅調なIT人材の需要を背景に業界環境は引き続き好調に推移いたしました。当社では、特に広告媒体を活用した積極的な採用活動や、ITスキル習得を支援する社内研修・資格取得奨励制度の整備、顧客先常駐社員との定期的な1 on 1 面談やメンタルケアの導入を通じて、離職率の低下等を主要KPIとして取り組んでおります。

これらの結果、売上高は1,360,884千円（前年同期比16.7%増）、セグメント利益は299,208千円（前年同期比7.8%増）となりました。

〈ゲーム事業〉

当事業年度においては、自社IPタイトルである「オバケイドロ！」の運用改善・プロモーション活動を強化し、一定の収益基盤を維持いたしました。また、新たな取り組みとして他社IPであるスマートフォンゲーム「18TRIP」の受託開発を実施し、当社のゲーム開発・運営ノウハウを活かして開発実績を積み重ねました。さらに、新規タイトル開発に備え採用活動を積極的に行い、エンジニアやデザイナーの人材を増員することで、今後の事業拡大に向けた基盤整備を進めました。

これらの結果、売上高は385,446千円（前年同期比44.6%増）、セグメント利益は49,968千円（前年同期比17.3%減）となりました。

〈その他事業〉

その他の事業では、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を展開いたしました。

これらの結果、売上高は1,119千円（同年前期比94.6%減）、セグメント損失は8,696千円（前事業年度はセグメント損失10,053千円）となりました。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復に加え、建設投資やデジタル関連設備投資の拡大を背景に、緩やかながらも持ち直しの動きが続いております。一方で、円安の進行による輸入物価の上昇、原材料・物流コストの高止まり、米国の関税政策や地政学的リスク（ロシアによるウクライナ侵攻の長期化など）を要因とした先行き不透明感も依然として残っており、企業収益や消費者マインドへの影響が懸念される状況です。

当社の主力事業であるITソリューション事業が属する情報サービス業界は、2025年上半年期においても堅調な成長を維持いたしました。生成AIの進化と業務活用の拡大、クラウドネイティブ技術の普及、ゼロトラスト型セキュリティの導入、そしてノーコード・ローコード開発の拡大など、技術革新が企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させております。特に、Windows10のサポート終了に伴うシステム刷新需要や、インボイス制度・電子帳簿保存法対応を契機とした中堅・中小企業のIT導入が進んでおり、IT人材の確保・育成は企業競争力の根幹を成す課題となっております。こうした環境のもと、当社の事業機会も着実に拡大しております。

中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）では、事業の拡大によるITソリューション事業における人件費の増加、ゲーム事業における新規タイトルの開発に伴う外注費の増加がありました。

その結果、当中間会計期間の売上高878,304千円、営業利益6,993千円、経常利益10,422千円、中間純利益7,104千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメント別の業績の概要は次のとおりです。

〈ITソリューション事業〉

堅調なIT人材の需要を背景に業界環境は引き続き好調に推移いたしました。当社では、特に広告媒体を活用した積極的な採用活動や、ITスキル習得を支援する社内研修・資格取得奨励制度の整備、顧客先常駐社員との定期的な1 on 1面談やメンタルケアの導入を通じて、離職率の低下等を主要KPIとして取り組んでおります。

これらの結果、売上高は706,182千円、セグメント利益は147,719千円となりました。

〈ゲーム事業〉

当中間会計期間においては、自社IPタイトルである「オバケイドロ！」の運用改善・プロモーション活動を強化し、一定の収益基盤を維持いたしました。また、前事業年度からの取り組みとして他社IPであるスマートフォンゲーム「18TRIP」の受託開発を実施し、当社のゲーム開発・運営ノウハウを活かして開発実績を積み重ねました。さらに、新規タイトル開発に備え採用活動を積極的に行い、エンジニアやデザイナーの人材を増員することで、今後の事業拡大に向けた基盤整備を進めました。

これらの結果、売上高は167,087千円、セグメント利益は45,137千円となりました。

〈その他事業〉

その他の事業では、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を展開いたしました。

これらの結果、売上高は5,033千円、セグメント損失は13,858千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は404,393千円（前年同期比34,967千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は47,022千円（前年同期比35,249千円減）となりました。これは主として、税引前当期純利益51,827千円、ITソリューション事業の売上規模拡大に伴う売上債権の増加額38,407千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、2,159千円（前年同期比24,990千円増）となりました。これは主として、無形固定資産取得による支出25,819千円、有形固定資産の売却による収入21,772千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、14,259千円（前年同期比60,172千円増）となりました。これは主として、社債の発行による収入50,000千円、長期借入金の返済による支出39,259千円によるものであります。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は183,632千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は27,971千円となりました。これは主として、ITソリューション事業の売上規模拡大に伴う売上債権の増加額19,555千円と仕入債務の減少6,169千円、賞与引当金の増加3,735千円、未払消費税等の減少17,662千円、法人税等の支払額5,204千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、161,446千円となりました。これは主として、無形固定資産取得による支出150,405千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、31,278千円となりました。これは、社債の償還による支出15,000千円、長期借入金の返済による支出16,278千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、ソフトウェアの受託開発、派遣、オリジナルパッケージソフトの販売であり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社では、従前より受注管理を個別案件ごとに実施しており、開示に必要な統計データを網羅的に集計するためのシステムが未整備であります。今後のシステム構築によって対応を検討いたしますが、現状においては受注実績を把握することができないため記載を省略いたします。

(3) 販売実績

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業	1,360,884	116.7
ゲーム事業	385,446	144.6
報告セグメント計	1,746,331	121.9
その他	1,119	5.3
合計	1,747,451	120.3

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社リベル・エンタテインメント	229,900	15.8	303,756	17.4

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業	706,182	—
ゲーム事業	167,087	—
報告セグメント計	873,270	—
その他	5,033	—
合計	878,304	—

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しましたので前年同期との比較分析はしておりません。
3. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社リベル・エンタテインメント	137,457	15.7

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

① 人材の確保と育成

当社の主力事業であるSES（システムエンジニアリングサービス）では、人材の確保が会社の成長と売上向上に不可欠な要素となっております。そのため当社新卒採用を中心に、即戦力となる第二新卒や若手社員の採用に力を入れております。さらに未経験者の採用にも取り組むことで、人材の多様性を確保し、継続的な成長基盤の構築を図っております。

また、採用後は当社独自の社内教育プログラムを通じて社員の技術力・実務能力の向上を支援するとともに、未経験者を含むすべての社員が働きやすい職場環境の整備にも注力しております。

② 受注単価アップを実現する技術力向上

当社では、業績向上の施策として、受注単価のアップを目指しております。その鍵となるのが技術者のスキル向上です。そのために、技術者を対象とした定期的な研修や資格取得支援を実施しているほか、独自のスキルチェックテストや勉強会を通じて、技術力の向上及び学習意欲の促進を図っております。これらの取り組みにより、既存契約の単価向上及び高付加価値案件の受注拡大を目指してまいります。

③ 技術力の確保と品質・生産性の向上

情報サービス業界においては、技術革新のスピードが非常に速く、ソフトウェア技術も日々進化しております。クラウドコンピューティング、AI、IoT、RPA、ブロックチェーン、マイクロサービスなどの技術革新により、業務効率化の需要は引き続き拡大しております。当社では、こうした変化に対応するため、最先端技術の習得を強化し、専門技術の高度化に努めております。これにより、技術力及び品質の向上を図るとともに、コスト削減と生産性の向上に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社は、企業価値の持続的向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。そのため、コンプライアンスの徹底をはじめ、業務の効率化及びリスク管理体制の強化を通じて、内部管理体制のさらなる強化を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 環境要因によるリスクについて

① 経済活動全般の動向によりうける影響について

当社が属する情報サービス産業は、多岐に渡る業界にサービス提供を行っていることから経済活動全般の動向に影響を受ける可能性があります。

当社ではSES事業の出向先の企業や業種を分散させ、派遣の終了などによって待機人員が大量に発生しないよう対策を講じるように努めておりますが、リーマンショックやコロナウイルスの流行のような大規模な経済情勢の悪化や景気の低迷等によりIT投資が減少した場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社により受ける影響について

SES事業においては、参入障壁が低く大規模から小規模まで多数の事業者が存在しており、当該事業者との間に競合が生じております。現状においては政府や民間企業のIT化推進等に伴い業界における開発需要は堅調であるものの、一部で競合激化等による価格競争は生じております。この影響による開発需要の減少や新規参入増加等により更に競争が激化した場合は当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新による影響について

情報サービス産業では、新たな技術やサービスが日進月歩で進化しておりその変化は著しく速い業界であります。当社は技術革新の動向や将来を見据え、人員の教育に注力し新たな技術の習得に努めております。想定を超える著しい業界の変化等により当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動によるリスク

① 人材の確保、育成について

当社の事業展開は、技術者の質と量に大きく依存しております。SES事業は専門知識をベースとした労働集約型の業務であり、技術者の人数の確保と技術力の向上が重要であると認識しております。

そのため新卒採用に注力するとともに、中途採用では未経験者も含めて積極的な通年採用を行っています。併せて、研修や資格取得のための支援制度を導入するなど、情報システムの開発に必要な専門知識の習得を推奨しております。しかしながら、計画通りに必要な人材が採用できない場合や既存技術者のスキルの向上を果たせない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 協力会社の確保について

当社の事業展開においては、お客様の案件と当社の人材のスキルや人数のアンマッチへの対応として、協力会社を活用しております。ビジネスパートナーとして優秀な協力会社と良好な連携の構築に努めており、今後も協力会社との良好な連携体制構築を積極的に推進する方針ではありますが、協力会社の確保が進まず、必要な人材が確保できない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定取引先への依存について

当社の販売先上位である株式会社リベル・エンタテインメントの売上高構成比は、当中間会計期間において会社全体の売上に対して約15.7%、ゲーム事業としての売上高構成比は約82.2%であり、1社に占める依存度が高い状況にあります。上記会社から受注している案件の方針や戦略等に変化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該会社が提供するスマートフォン向けアプリゲーム

「18TRIP」については、現時点において安定的に運営されており、当社は当中間会計期間以降も、同タイトルに関する新規機能開発及び保守・運用業務を受注する見込みです。

④ 特定人物への依存

代表者への依存について 当社の代表取締役社長である青野豪淑は、創業者として創業以来、当社の事業 推進において重要な役割を果たしてまいりました。特定の人物に依存しない体制を構築するべく、取締役 会やその他会議体において役員及び幹部社員への情報共有や権限移譲を進め、幹部研修を行うなど組織体制の強化を図っております。以上のように、当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後の経営体制の構築が想定通りに機能せず、辞任を含む何らかの理由により同氏の業務が困難になった場合、当社の事業戦略及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 収益構造について

当社の事業においては、原価の相当部分が人件費、賃貸料などの固定費で構成されているため、売上の小幅の減少であっても、営業利益に大きな影響を及ぼすこととなります。このような収益構造が、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥ 情報セキュリティ管理について

当社の事業において、顧客の機密情報を入手し得る立場にあることから、当社の過失や第三者による不法行為によって顧客の個人情報や機密情報、当社が保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他リスクについて

① 法的規制等について

労働者派遣事業者の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

当社は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」）に基づき、一般労働者派遣事業について許可を受けております。

労働者派遣事業は労働者派遣法第6条に欠落事由が設けられており、これに該当する時は事業の許可取り消し、又は事業の廃止となる旨定められております。

当社は法令を遵守し事業運営を行っておりますが、法令違反に該当事項が発生した場合、法的な規制が変更等になった場合、許認可の有効期限の満了後に許可が更新されない場合には、当社の事業活動や経営成績に影響を与える可能性があります。

② 自然災害等について

地震・暴風雨・洪水等の自然災害、火災・テロ・暴動・戦争等の人災、感染症が発生し、当社の従業員の勤務に大きな支障をきたした場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の拠点及び顧客先において、社会インフラの損壊や機能低下等、予想を超える事態が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser 契約を締結しているのは名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、

いつでもJ-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、当社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと。
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他当社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること。
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）。
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける

場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予

約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は618,980千円で、前事業年度末に比べ39,925千円増加しております。主な増加要因は業績の拡大により生じた売掛金の増加38,407千円等であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は194,770千円で、前事業年度末に比べ9,535千円増加しております。主な増加要因はソフトウェア仮勘定の増加25,819千円と関係会社株式の減少10,000千円、長期貸付金の減少5,851千円であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は299,959千円で、前事業年度末に比べ29,594千円増加しております。主な増加要因は買掛金の増加7,841千円、未払金の増加27,707千円であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は237,150千円で、前事業年度末に比べ17,534千円減少しております。長期借入金の減少37,554千円、社債の増加20,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は276,641千円で、前事業年度末に比べ37,399千円増加しております。当期純利益37,092千円の計上による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は422,729千円で、前事業年度末に比べ196,251千円減少しております。主な減少要因は現金及び預金の減少220,760千円等であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は379,842千円で、前事業年度末に比べ185,071千円増加しております。主な増加要因はソフトウェア仮勘定の増加169,232千円であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は316,074千円で、前事業年度末に比べ16,115千円増加しております。主な増加要因は買掛金の増加27,161千円、未払消費税の減少17,662千円であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は201,654千円で、前事業年度末に比べ35,495千円減少しております。社債の減少15,000千円と長期借入金の減少21,276千円がその変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は284,841千円で、前事業年度末に比べ8,200千円増加しております。中間純利益7,104千円の計上が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年3月26日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから十分に確保されております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度における設備投資総額は、27,713千円となりました。その主要なものは、ゲーム事業で使用するIT機器であります。また、重要な設備の除却はありません。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間において重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

第19期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (名古屋市中区)	ITソリューション事 業、その他	本社機能	32,091	2,720	34,811	195
開発オフィス (名古屋市中区)	ゲーム事業、 その他	事務所	4,181	3,299	7,481	44

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 事務所は賃借しており、その年間賃借料は21,270千円であります。

第20期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (名古屋市中区)	ITソリューション事 業、その他	本社機能	31,663	3,527	35,191	206
開発オフィス (名古屋市中区)	ゲーム事業、 その他	事務所	5,413	5,832	11,246	55
管理部オフィス (名古屋市中区)	その他	事務所	420	2,438	2,858	9

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 事務所は賃借しており、その年間賃借料は10,199千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2025年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年2月25日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	10,000	1,000,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	10,000	1,000,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月27日開催の定時株主総会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
また、同日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,990,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年6月27日開催の定時株主総会により、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

2025年3月19日取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在(2025年3月31日)	公表日の前月末現在(2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	250	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250(注)1	25,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	68,000(注)2	680(注)2
新株予約権の行使期間	自 2027年3月20日 至 2035年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 68,000(注)3 資本組入額 34,000(注)3	発行価格 680(注)3 資本組入額 340(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、最近事業年度末現在については、新株予約権1個あたり1株として、公表日の前月末現在については、新株予約権1個あたり100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、(2)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、最近事業年度末現在の新株予約権については、金68,000円。公表日の前月末現在の新株予約権については、680円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降、行使することができる。
- ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

7. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
再編対象会社による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3、資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

8. 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年6月27日 (注)	990,000	1,000,000	—	10,000	—	—

(注) 株式分割（1：100）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

(注) 1. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。

2. 2025年6月27日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2025年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 13
新株予約権の数(個)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当事業年度の配当につきましては、内部留保金の確保のため実施しておりません。今後の配当につきましては、財政状態及び経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら実施を検討する所存であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率 16.7%)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	青野 豪淑	1977年10月27日	1996年4月 ダイリキ株式会社入社 1999年4月 フジ住宅株式会社入社 2003年10月 株式会社ベンチャーリンク入社 2005年1月 株式会社フューレックス入社 2006年9月 当社設立 代表取締役(現任)	(注)2	(注)1	1,000,000
取締役副社長	田中 克功	1981年2月6日	2005年4月 株式会社サニー建築設計入社 2008年4月 株式会社メディアハウス入社 2014年4月 当社入社 2024年3月 当社取締役副社長 就任(現任)	(注)2	(注)1	—
取締役副社長	松田 富雄	1981年12月6日	2002年4月 株式会社稲熊造園土木入社 2006年5月 株式会社デイリーインフォメーション名古屋入社 2020年6月 当社入社 2024年3月 当社取締役副社長 就任(現任)	(注)2	(注)1	—
常務取締役	加藤 直人	1963年12月8日	1982年4月 山田電機製造株式会社入社 1986年3月 富士通関西中部ネットテック株式会社入社 2005年6月 株式会社コムテック入社 2005年10月 株式会社コアテクノ入社 2010年12月 当社入社 2013年6月 株式会社トリプルエー出版入社 2016年6月 当社入社 2018年3月 株式会社ネオ入社 2022年4月 当社入社 2024年3月 当社監査役 2025年6月 当社常務取締役就任(現任)	(注)2	(注)1	—
常勤監査役	北垣 ほのか	1988年10月2日	2012年7月 株式会社インテリジェンス入社 2013年2月 当社入社 2025年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	—	—
非常勤監査役	下田 泰弘	1981年9月12日	2008年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2012年7月 有限会社前田経営センター入社 2017年5月 下田和一税理士事務所 入所 2022年1月 下田泰弘税理士事務所 開業 2024年10月 なないろ税理士法人 代表社員就任(現任) 2025年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	(注)3	—
計						1,000,000

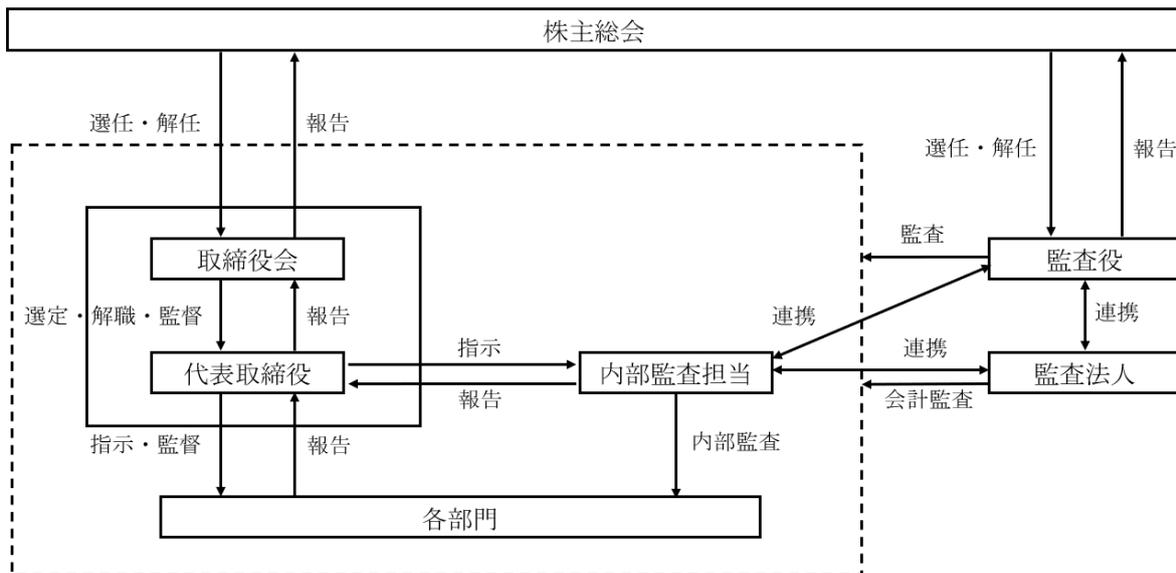
(注)1. 2025年3月期における役員報酬の総額は64,980千円支給しております。

2. 取締役の任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役 下田 泰弘は、社外監査役であります。
4. 監査役の任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。当社の企業価値を継続的に向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役は2名で構成されております。

監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。2025年3月期において、監査を執行した公認会計士は岩村豊正氏、外山雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他5名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理本部を主管部署とし、内部監査責任者と内部監査担当者の2名体制で実施しております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役を1名選任しております。社外監査役は取締役の職務の執行に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役下田泰弘は、当社との間には人的関係、資金的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役	56,988	56,988	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	7,992	7,992	—	—	1
監査役(社外監査役)	—	—	—	—	—
計	64,980	64,980	—	—	4

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	12,000	—
計	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	369,426	404,393
売掛金	150,756	189,164
商品	643	411
仕掛品	17,110	—
前払費用	16,088	21,858
未収入金	22,144	198
その他	4,947	6,104
貸倒引当金	△2,061	△3,150
流動資産合計	579,055	618,980
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	37,614	36,272
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	8,899	6,019
土地	26,764	26,764
有形固定資産合計	※1 73,279	※1 69,057
無形固定資産		
ソフトウェア	755	549
ソフトウェア仮勘定	—	25,819
無形固定資産合計	755	26,368
投資その他の資産		
投資有価証券	12,736	13,198
関係会社株式	10,000	—
出資金	10	10
長期貸付金	22,643	16,792
長期前払費用	3,598	2,611
保険積立金	43,735	46,923
繰延税金資産	14,184	14,853
その他	24,187	21,747
貸倒引当金	△19,893	△16,792
投資その他の資産合計	111,200	99,344
固定資産合計	185,235	194,770
資産合計	764,290	813,750

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,671	62,512
1年内償還予定の社債	25,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	39,259	37,554
未払金	69,577	97,284
未払費用	18,887	14,810
未払法人税等	11,635	5,110
未払消費税等	30,932	35,713
預り金	8,202	710
賞与引当金	11,987	15,983
その他	211	278
流動負債合計	270,364	299,959
固定負債		
社債	40,000	60,000
長期借入金	209,483	171,929
資産除去債務	5,201	5,221
固定負債合計	254,684	237,150
負債合計	525,049	537,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	227,423	264,516
利益剰余金合計	227,423	264,516
株主資本合計	237,423	274,516
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,817	2,124
評価・換算差額等合計	1,817	2,124
純資産合計	239,241	276,641
負債純資産合計	764,290	813,750

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	183,632
売掛金	208,719
商品	1,361
前払費用	24,778
未収入金	175
その他	7,162
貸倒引当金	△3,100
流動資産合計	422,729
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	37,497
工具、器具及び備品（純額）	11,798
土地	26,764
有形固定資産合計	※1 76,060
無形固定資産	
ソフトウェア	3,825
ソフトウェア仮勘定	195,051
無形固定資産合計	198,876
投資その他の資産	
投資有価証券	14,848
出資金	10
長期貸付金	15,242
長期前払費用	2,129
保険積立金	48,253
繰延税金資産	14,521
その他	25,142
貸倒引当金	△15,242
投資その他の資産合計	104,905
固定資産合計	379,842
資産合計	802,571

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	89,674
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	42,552
未払金	97,287
未払費用	13,456
未払法人税等	4,375
未払消費税等	18,050
預り金	687
賞与引当金	19,718
その他	271
流動負債合計	316,074
固定負債	
社債	45,000
長期借入金	150,653
資産除去債務	6,001
固定負債合計	201,654
負債合計	517,729
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	271,621
利益剰余金合計	271,621
株主資本合計	281,621
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,220
評価・換算差額等合計	3,220
純資産合計	284,841
負債純資産合計	802,571

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
売上高	※ 1	1,453,014	※ 1	1,747,451
売上原価		1,107,148		1,336,210
売上総利益		345,865		411,240
販売費及び一般管理費	※ 2	285,960	※ 2	356,788
営業利益		59,904		54,452
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		393		882
受取賃貸料		2,169		2,663
貸倒引当金戻入額		900		2,011
為替差益		1,876		—
その他		2,565		555
営業外収益合計		7,904		6,112
営業外費用				
支払利息		2,718		2,677
社債利息		289		368
為替差損		—		193
貸倒引当金繰入額		21,954		—
支払保証料		1,271		1,123
その他		1,285		84
営業外費用合計		27,518		4,447
経常利益		40,291		56,118
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	517		—
特別利益合計		517		—
特別損失				
固定資産売却損	※ 4	1,684		—
固定資産除却損	※ 5	182	※ 5	0
減損損失	※ 6	909		—
抱合せ株式消滅差損		—		4,290
特別損失合計		2,776		4,290
税引前当期純利益		38,032		51,827
法人税、住民税及び事業税		20,631		15,560
法人税等調整額		△15,103		△824
法人税等合計		5,527		14,735
当期純利益		32,504		37,092

【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1	878,304
売上原価		635,721
売上総利益		242,582
販売費及び一般管理費		235,588
営業利益		6,993
営業外収益		
受取利息及び受取配当金		604
受取賃貸料		2,074
貸倒引当金戻入額		1,600
その他		1,268
営業外収益合計		5,547
営業外費用		
支払利息		1,359
社債利息		193
為替差損		64
支払保証料		490
その他		11
営業外費用合計		2,118
経常利益		10,422
特別利益		
固定資産売却益	※2	930
特別利益合計		930
税引前中間純利益		11,352
法人税、住民税及び事業税		4,470
法人税等調整額		△221
法人税等合計		4,248
中間純利益		7,104

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
I 商品売上原価							
1. 期首商品棚卸高		600			643		
2. 当期商品仕入高		8,922			822		
合計		9,522			1,465		
3. 期末商品棚卸高		643	8,879	0.7	411	1,054	0.0
II 材料費			—	—		1,326	0.1
III 労務費			681,801	60.6		779,582	59.0
IV 外注費			414,333	36.8		473,817	35.9
IV 経費	※		18,645	1.6		63,320	4.8
合計			1,123,658	100.0		1,319,099	100.0
期首仕掛品棚卸高			600			17,110	
合計			1,124,258			1,336,210	
期末仕掛品棚卸高			17,110			—	
売上原価			1,107,148			1,336,210	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度(千円) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
旅費交通費	2,308	38,512
システム利用料	9,722	12,154

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	194,919	194,919	204,919
当期変動額				
当期純利益		32,504	32,504	32,504
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	32,504	32,504	32,504
当期末残高	10,000	227,423	227,423	237,423

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	204,919
当期変動額			
当期純利益			32,504
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,817	1,817	1,817
当期変動額合計	1,817	1,817	34,321
当期末残高	1,817	1,817	239,241

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	227,423	227,423	237,423
当期変動額				
当期純利益		37,092	37,092	37,092
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	37,092	37,092	37,092
当期末残高	10,000	264,516	264,516	274,516

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,817	1,817	239,241
当期変動額			
当期純利益			37,092
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	307	307	307
当期変動額合計	307	307	37,399
当期末残高	2,124	2,124	276,641

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	264,516	264,516	274,516
当中間期変動額				
中間純利益		7,104	7,104	7,104
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	7,104	7,104	7,104
当中間期末残高	10,000	271,621	271,621	281,621

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,124	2,124	276,641
当中間期変動額			
中間純利益			7,104
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1,095	1,095	1,095
当中間期変動額合計	1,095	1,095	8,200
当中間期末残高	3,220	3,220	284,841

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	38,032	51,827
減価償却費	10,583	6,321
減損損失	909	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	21,054	△2,011
賞与引当金の増減額(△は減少)	11,987	3,995
受取利息及び受取配当金	△393	△882
支払利息及び社債利息	3,007	3,046
抱合せ株式消滅差損	—	4,290
為替差損益(△は益)	△1,876	193
固定資産除売却損益(△は益)	1,349	0
売上債権の増減額(△は増加)	14,770	△38,407
棚卸資産の増減額(△は増加)	△17,153	17,342
仕入債務の増減額(△は減少)	3,891	7,841
その他	25,628	17,602
小計	111,790	71,160
利息及び配当金の受取額	393	1,048
利息の支払額	△3,007	△3,101
法人税等の支払額	△26,906	△22,084
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,270	47,022
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△14,939	△1,894
有形固定資産の売却による収入	1,265	21,772
無形固定資産の取得による支出	—	△25,819
貸付けによる支出	△10,000	—
貸付金の回収による収入	4,768	4,808
敷金・保証金の返還による収入	—	2,161
その他	△8,243	△3,188
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,149	△2,159
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△44,431	△39,259
社債の発行による収入	—	50,000
社債の償還による支出	△30,000	△25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74,431	△14,259
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,876	△193
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△17,433	30,410
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	4,556
現金及び現金同等物の期首残高	386,859	369,426
現金及び現金同等物の期末残高	※ 369,426	※ 404,393

【中間キャッシュ・フロー計算書】

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	11,352
減価償却費	4,401
固定資産売却損益(△は益)	△930
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,600
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,735
受取利息及び受取配当金	△604
支払利息及び社債利息	1,552
為替差損益(△は益)	64
売上債権の増減額(△は増加)	△19,555
棚卸資産の増減額(△は増加)	△950
仕入債務の増減額(△は減少)	6,169
その他	△25,455
小計	△21,818
利息及び配当金の受取額	583
利息の支払額	△1,531
法人税等の支払額	△5,204
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,971
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,228
有形固定資産の売却による収入	930
無形固定資産の取得による支出	△150,405
貸付金の回収による収入	3,050
その他	△4,792
投資活動によるキャッシュ・フロー	△161,446
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△16,278
社債の償還による支出	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	△64
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△220,760
現金及び現金同等物の期首残高	404,393
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 183,632

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商 品 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～48年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

①市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。

②自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、派遣・SES（技術者派遣）、顧客との請負契約、自社プロダクトの販売を主な事業としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 派遣・SES（技術者派遣）

技術者派遣事業は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

(2) 受託開発サービス（請負契約）

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、顧客の検収が完了

した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、ソフトウェアの運用保守業務においては、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

(3) パッケージ販売サービス（自社プロダクトの販売）

自社プロダクトの販売は、顧客が購入しソフトウェアを利用できる状態になった時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	14,184千円	14,853千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類により、将来の業績見通しに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定の期間に解消が見込まれると見積もられる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や、税率の改正がある場合、将来繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	43,435千円	46,124千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越限度額	60,000千円	60,000千円
借入実行残高	—	—
差引高	60,000千円	60,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	36,161千円	64,980千円
給料手当	112,028	86,502
賞与引当金繰入額	11,987	4,472
減価償却費	10,890	6,355
支払手数料	23,816	51,137

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用はおおよその割合は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
販売費	5.96%	3.39%
一般管理費	94.04%	96.61%

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	517千円	—千円
計	517	—

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	1,684千円	—千円
計	1,684	—

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
工具、器具及び備品	182千円	0千円
計	182	0

※6 減損損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
のれん	909千円	－千円
計	909	－

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000	－	－	10,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000	－	－	10,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	369,426千円	404,393千円
現金及び現金同等物	369,426千円	404,393千円

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れ及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

長期借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価格が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち12.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税」及び「未払消費税」については、現金であること、及び預金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載は省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	12,736	12,736	—
(2)長期貸付金（1年内返済予定を含む） 貸倒引当金（※）	27,451 △21,954		
	5,497	5,630	133
資産計	18,233	18,366	133
(1)社債（1年内償還予定を含む）	65,000	64,568	△431
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	248,742	242,754	△5,987
負債計	313,742	307,322	△6,419

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	13,198	13,198	—
(2)長期貸付金（1年以内返済予定を含む） 貸倒引当金（※）	22,643 △19,943		
	2,700	2,712	12
資産計	15,898	15,910	12
(1)社債（1年内償還予定を含む）	90,000	89,198	△801
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	209,483	203,516	△5,966
負債計	299,483	292,715	△6,767

（※）長期貸付金（1年以内返済予定を含む）に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	369,426	—	—	—
売掛金	150,756	—	—	—
長期貸付金	4,808	18,251	4,392	—
合計	524,991	18,251	4,392	—

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	404,393	—	—	—
売掛金	189,164	—	—	—
長期貸付金	5,850	15,501	1,291	—
合計	599,407	15,501	1,291	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	25,000	20,000	20,000	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	39,259	37,554	42,552	42,552	33,630	53,195
合計	64,259	57,554	62,552	42,552	33,630	53,195

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	37,554	42,552	42,552	33,630	29,300	23,895
合計	67,554	72,552	52,552	43,630	39,300	23,895

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	12,736	—	12,736
資産計	—	12,736	—	12,736

当事業年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	13,198	—	13,198
資産計	—	13,198	—	13,198

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内返済予定を含む)	—	5,630	—	5,630
資産計	—	5,630	—	5,630
社債 (1年内償還予定を含む)	—	64,568	—	64,568
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	242,754	—	242,754
負債計	—	307,322	—	307,322

当事業年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内返済予定を含む)	—	2,712	—	2,712
資産計	—	2,712	—	2,712
社債 (1年内償還予定を含む)	—	89,198	—	89,198
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	203,516	—	203,516
負債計	—	292,715	—	292,715

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は相場価格を用いて評価しております。投資信託は、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でないため、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	10,000
計	10,000

2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	12,736	10,000	2,736
合計	12,736	10,000	2,736

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	13,198	10,000	3,198
合計	13,198	10,000	3,198

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権	
決議年月日	2025年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 250株
付与日	2025年3月24日
権利確定条件	「第5発行者の情報 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2027年3月20日 至2035年3月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権
決議年月日	2025年3月19日
権利確定前(株)	—
前事業年度末	—
付与	250
失効	—
権利確定	250
未確定残	—
権利確定後(株)	—
前事業年度末	—
権利確定	250
権利行使	—
失効	—
未行使残	250

② 単価情報

第1回新株予約権	
権利行使価格(円)	68,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,613千円	5,367千円
減損損失	305	—
未払事業税	1,206	537
貸倒引当金	6,973	6,405
その他	3,117	4,666
繰延税金資産合計	16,217	16,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	918千円	1,101千円
その他	1,114	1,020
繰延税金負債合計	2,032	2,122
繰延税金資産純額	14,184	14,853

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	33.58%	33.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%	—
住民税均等割等	0.50%	0.41%
税額控除額	△9.25%	△5.09%
軽減税率適用	△2.08%	△1.42%
税効果を認識しない一時差異	△10.23%	—
その他	0.28%	0.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.53%	28.43%

(企業結合等関係)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

共通支配下の取引等

企業結合の概要

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	5,182千円	5,201千円
時の経過による調整額	19	19
期末残高	5,201	5,221

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計		
SES	1,165,454	27,419	1,192,873	—	1,192,873
受託開発	—	204,226	204,226	—	204,226
ゲーム販売	—	34,912	34,912	—	34,912
その他	—	—	—	21,001	21,001
顧客との契約から生じる収益	1,165,454	266,558	1,432,013	21,001	1,453,014

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	165,526
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	150,756

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計		
SES	1,360,884	17,670	1,378,554	—	1,378,554
受託開発	—	332,651	332,651	—	332,651
ゲーム販売	—	35,125	35,125	—	35,125
その他	—	—	—	1,119	1,119
顧客との契約から生じる収益	1,360,884	385,446	1,746,331	1,119	1,747,451

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	150,756
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	189,164

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ITソリューション事業	システム開発ベンダーやSIerなどを顧客とした、SES型の人材提供サービス
ゲーム事業	自社タイトルゲームの開発及び他社のゲーム開発案件受託

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2)	財務諸表計 上額
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,165,454	266,558	1,432,013	21,001	—	1,453,014
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,165,454	266,558	1,432,013	21,001	—	1,453,014
セグメント利益又は損失 (△)	277,416	60,449	337,866	△10,053	△267,907	59,904
その他の項目						
減価償却費	1,079	5,745	6,825	252	3,505	10,583
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	4,930	4,930	1,822	5,600	12,352

(注1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を含んでおります。

(注2)調整額は、各セグメントに配分していない全社費用になります。

(注3)セグメント資産を事業セグメントごとに管理していないため、セグメント資産の金額は記載しておりません。ただし、配分されていない償却資産の減価償却費は、合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2)	財務諸表計 上額
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,360,884	385,446	1,746,331	1,119	—	1,747,451
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,360,884	385,446	1,746,331	1,119	—	1,747,451
セグメント利益又は損失 (△)	299,208	49,968	349,176	△8,696	△286,027	54,452
その他の項目						
減価償却費	51	3,517	3,568	196	2,556	6,321
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	—	—	25,819	1,894	27,713

(注1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を含んでおります。

(注2)調整額は、各セグメントに配分していない全社費用になります。

(注3)セグメント資産を事業セグメントごとに管理していないため、セグメント資産の金額は記載しておりません。ただし、配分されていない償却資産の減価償却費は、合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社リバル・エンタテインメント	229,900	ゲーム事業

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社リバル・エンタテインメント	303,756	ゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	調整額	合計
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計			
減損損失	-	-	-	-	909	909

(注)「調整額」の金額は、のれんに係るものであります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要 株主	青野豪淑	愛知県 名古屋市	-	当社代表 取締役	100%	債務被 保証	銀行借入 に対する 債務被保 証 (注)1	104,098	-	-
							信用保証 機関の保 証に対す る債務被 保証 (注)2	134,038	-	-
役員及び 主要 株主	青野豪淑	愛知県 名古屋市	-	当社代表 取締役	100%	債務被 保証	当社不動 産賃貸借 契約に対 する債務 被保証 (注)3	7,943	-	-
主要株 主、役 員及び その近 親者	青野 加奈子	愛知県 名古屋市	-	-	-	当社代 表取締 役の配 偶者	建物及び 車両運搬 具の売却 (注)4	21,772	未収入金	21,772

- (注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 信用保証機関の保証に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 不動産賃貸借契約に基づく債務について代表取締役青野豪淑より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておらず、期末の未払いはありません。
4. 不動産及び車両運搬具の売却価額については、市場価額等を勘案し交渉により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要 株主	青野豪淑	愛知県 名古屋市	—	当社代表 取締役	100%	債務被保 証	銀行借入 に対する 債務被保 証 (注)1	82,078	—	—
							信用保証 機関の保 証に対す る債務被 保証 (注)2	108,051	—	—
役員及び 主要 株主	青野豪淑	愛知県 名古屋市	—	当社代表 取締役	100%	債務被保 証	当社不動 産賃貸借 契約に対 する債務 被保証 (注)3	9,812	—	—

- (注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 信用保証機関の保証に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 不動産賃貸借契約に基づく債務について代表取締役青野豪淑より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておらず、期末の未払いはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	239.24円	276.64円
1株当たり当期純利益金額	32.50円	37.09円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2025年6月27日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	32,504	37,092
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	32,504	37,092
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類 (新株予約権の数250個 (普通株式25,000株))

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	239,241	276,641
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	239,241	276,641
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付けで株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためであります。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2025年6月27日をもって、2025年6月26日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式(普通株式)について、1株につき100株の割合で分割

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000株
株式分割により増加する株式数	990,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商 品 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～48年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

①市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。

②自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、派遣・SES（技術者派遣）、顧客との請負契約、自社プロダクトの販売を主な事業としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 派遣・SES（技術者派遣）

技術者派遣事業は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

(2) 受託開発サービス（請負契約）

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、ソフトウェアの運用保守業務においては、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

(3) パッケージ販売サービス（自社プロダクトの販売）

自社プロダクトの販売は、顧客が購入しソフトウェアを利用できる状態になった時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	48,038千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越限度額	60,000千円
借入実行残高	—
差引高	60,000千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
車両運搬具	930千円
計	930

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	3,991千円
無形固定資産	410
計	4,401

(中間株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10,000	990,000	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	183,632千円
現金及び現金同等物	183,632千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税」及び「未払消費税」については、現金であること、及び預金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載は省略しております。

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	14,848	14,848	—
(2) 長期貸付金 (1年以内返済予定を含む)	19,592		
貸倒引当金 (※)	△18,342		
	1,250	1,241	△9
資産計	16,098	16,089	△9
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	75,000	74,370	△629
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	193,205	187,788	△5,416
負債計	268,205	262,158	△6,046

(※) 長期貸付金 (1年以内返済予定を含む) に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2025年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
投資信託	—	14,848	—	14,848
資産計	—	14,848	—	14,848

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2025年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年以内返済予定を含む)	—	1,241	—	1,241
資産計	—	1,241	—	1,241
社債 (1年内償還予定を含む)	—	74,370	—	74,370
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	187,788	—	187,788
負債計	—	262,158	—	262,158

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は相場価格を用いて評価しております。投資信託は、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でないため、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2025年9月30日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	14,848	10,000	4,848
合計	14,848	10,000	4,848

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	5,221千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	765
時の経過による調整額	15
中間期末残高	6,001

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計		
SES	706,182	9,132	715,315	—	715,315
受託開発	—	137,457	137,457	—	137,457
ゲーム販売	—	20,497	20,497	—	20,497
その他	—	—	—	5,033	5,033
顧客との契約から生じる収益	706,182	167,087	873,270	5,033	878,304

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規サービスに関する市場調査から開発、営業、販売までを担う「システム開発事業」、及び非IT業種への人材派遣を行う「派遣事業」を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	189,164
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	208,719

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ITソリューション事業	システム開発ベンダーやSIerなどを顧客とした、SES型の人材提供サービス
ゲーム事業	自社タイトルゲームの開発及び他社のゲーム開発案件受託

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2)	中間損益計 算書計上額
	ITソリューション事業	ゲーム事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	706,182	167,087	873,270	5,033	—	878,304
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	706,182	167,087	873,270	5,033	—	878,304
セグメント利益又は損失 (△)	147,719	45,137	192,857	△13,858	△172,005	6,993
その他の項目						
減価償却費	315	2,634	2,949	385	1,065	4,401
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	175,980	175,980	4,406	5,424	185,811

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セグメント利益又は損失は中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(注2) 調整額は、各セグメントに分配していない全社費用になります。

(注3) セグメント資産を事業セグメントごとに管理していないため、セグメント資産の金額は記載しておりません。ただし、配分されていない償却資産の減価償却費は、合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社リバル・エンタテインメント	137,457	ゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純資産額	284.84円
1株当たり中間純利益金額	7.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2025年6月27日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり中間純利益を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	7,104
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	7,104
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類(新株予約権の数250個(普通株式25,000株))

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至2025年9月30日)

(資金の借入)

当社は、財務体質の強化及び運転資金の確保を目的として、2025年9月19日開催の取締役会及び2025年12月19日開催の取締役会において、金融機関からの借入及び社債による資金調達を行うことを決議し、当該決議に基づき、以下のとおり資金調達を実行しております。

借入の概要

(1) 借入先	株式会社三井住友銀行
(2) 借入金額	280,000千円
(3) 借入実行日	2025年10月15日
(4) 借入期間	5年～10年
(5) 金利	基準金利+スプレッド
(6) 担保等の有無	無担保
(7) 財務制限条項	なし

(1) 借入先	株式会社百五銀行
(2) 借入金額	20,000千円
(3) 借入実行日	2026年1月26日
(4) 借入期間	5年
(5) 金利	変動金利 年1.40% (短期プライムレート連動)
(6) 担保等の有無	無担保
(7) 財務制限条項	なし

社債の概要

(1) 引受先	株式会社百五銀行
(2) 発行総額	100,000千円
(3) 発行日	2026年1月26日
(4) 償還期限	5年
(5) 利率	固定 年2.03%
(6) 担保等の有無	無担保
(7) 財務制限条項	なし

⑤ 【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【その他】

種類と銘柄			投資口数	貸借対照表金額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	世界経済インデックスファンド	3,522,389口	13,198
計			3,522,389口	13,198

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	64,601	—	—	64,601	28,328	1,341	36,272
車両運搬具	6,022	—	—	6,022	6,022	—	0
工具、器具及び備品	15,899	1,894	0	17,793	11,773	4,773	6,019
土地	26,764	—	—	26,764	—	—	26,764
有形固定資産計	113,288	1,894	0	115,182	46,124	6,115	69,057
無形固定資産							
ソフトウェア	174,807	—	—	174,807	174,258	206	549
ソフトウェア仮勘定	—	25,819	—	25,819	—	—	25,819
無形固定資産計	174,807	25,819	—	200,626	174,258	206	26,368
長期前払費用	3,598	—	—	3,598	987	987	2,611

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	新規ゲーム	25,819千円
工具、器具及び備品	業務用PC	1,894千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2019年9月 25日	5,000	—	0.33	無	2024年9月25日
第2回無担保社債	2021年10月 25日	60,000	40,000 (20,000)	0.33	無	2026年10月23日
第3回無担保社債	2024年11月 20日	—	50,000 (10,000)	0.54	無	2029年11月20日
合計	—	65,000	90,000 (30,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	30,000	10,000	10,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	39,259	37,554	1.55	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	209,483	171,929	1.67	2026年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	248,742	209,483	1.64	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	42,552	42,552	33,630	29,300

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	21,954	—	—	2,011	19,943
賞与引当金	11,987	15,983	11,987	—	15,983

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、貸付金の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	561
預金	
普通預金	403,831
合計	404,393

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社リベル・エンタテインメント	24,003
株式会社オクトスタッフ	14,263
株式会社CPE Demarc	8,477
TISソリューションリンク株式会社	8,333
その他	134,088
合計	189,164

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
150,756	1,929,573	1,891,165	189,164	90.9	32.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております

③ 商品

品目	金額(千円)
オバケイドロ!	411
合計	411

④ 保険積立金

相手先	金額(千円)
ジブラルタ生命	33,536
アクサ生命	13,386
合計	46,923

⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
バレットグループ株式会社	7,726
有限会社パイン・ビレッジ	6,091
株式会社レインオンファニー	2,433
株式会社スマイルアクス	2,420
株式会社CAIRN	2,126
株式会社テックビズ	1,980
株式会社ビザイド	1,870
その他	37,865
合計	62,512

⑥ 未払金

相手先	金額 (千円)
給与	91,044
その他	6,240
合計	97,284

⑦ 長期借入金

相手先	金額 (千円)
名古屋銀行 名古屋駅前支店	127,906
三井住友銀行 名古屋支店	44,023
合計	171,929

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://freestyles.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社フリースタイル
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

岩村豊正

業務執行社員 公認会計士

外山雄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリースタイルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリースタイルの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月20日

株式会社フリースタイル
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

岩村 豊正

業務執行社員 公認会計士

外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリースタイルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フリースタイルの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上